

各自治体の推進計画の位置付け

資料 9

	自治体	条例名称	条例制定	条例における計画の記述	備考
子どもの権利条例	川崎市	子どもの権利に関する条例	H12.12	子どもの権利に関する行動計画を策定するものとする。	第2次：H20～22年度（別添資料）
	多治見市	子どもの権利に関する条例	H15.9	子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。	第2次：H22～29年度（別添資料）
	豊島区	子どもの権利に関する条例	H18.3	子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。	
	魚津市	子どもの権利条例	H18.3	子どもの権利に関する推進計画を策定します。	
	志免町	子どもの権利条例	H18.12	子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。	
	白山市	子どもの権利に関する条例	H18.12	子どもの権利に関する行動計画を策定します。	
	上越市	子どもの権利に関する条例	H20.3	子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の基本的な計画を定めなければならない。	
子ども条例	世田谷区	子ども条例	H13.12	子どもについての政策を進めていくための基本となる計画をつくります。	
	高知県	こども条例	H16.8	こどもの環境づくり推進計画を作成します。	H19～23年度（別添資料）
	目黒区	子ども条例	H17.12	子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、目黒区子ども総合計画をつくります。	
	名張市	子ども条例	H18.3	子どもの健全育成に関する基本計画を作成しなければならない。	
	大阪府	子ども条例	H19.3	子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。	
	宝塚市	子ども条例	H19.3	子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画を策定するものとする。	
	射水市	子ども条例	H19.6	射水市子どもに関する施策推進計画を策定するものとする。	
	豊田市	子ども条例	H19.10	子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画を作ります。	
	名古屋市	子ども条例	H20.3	子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、子どもに関する総合的な計画を策定しなければならない。	
	調布市	子ども条例	H17.3	子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画を策定し、これを実施するものとする。	
	池田市	子ども条例	H17.3	各施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定するものとする。	
	東近江市	子ども条例	H19.12	こどもに関する施策を推進するため、子育て支援施策を定める行動計画を策定するものとする。	
	日野市	子ども条例	H20.6	子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護が総合的・計画的に実施されるように、次に掲げる項目に配慮し、推進計画を策定します。	
	岩倉市	子ども条例	H20.12	子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。	
	遠野市	わらすっこ条例	H21.3	子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画を策定します。	

高知県こどもの環境づくり推進計画

こどものために行動する

**12** のプラン

平成19年3月

高 知 県

# 目 次

---

<b>第1章 計画の概要</b>	
1 計画の根拠	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の背景と目的	1
4 計画策定のプロセス	2
5 計画期間	2
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	
1 大切にしたいこと	3
2 計画の体系	4
<b>第3章 こどものために行動する12のプラン</b>	
<b>体験</b>	
■今、必要なこと	5
■めざす方向	7
■基本プラン 1・2・3	8
<b>居場所</b>	
■今、必要なこと	9
■めざす方向	11
■基本プラン 4・5・6	12
<b>参加</b>	
■今、必要なこと	13
■めざす方向	14
■基本プラン 7・8・9	15
<b>人権救済</b>	
■今、必要なこと	16
■めざす方向	17
■基本プラン 10・11・12	18
<b>第4章 計画の推進のために</b>	
1 計画の進行管理	20
2 こども条例記念日の設置	20
3 連携・協働の推進	20
<b>参考資料</b>	21

※「こんな声がありました」の記載内容は、「高知県こどもの環境づくり推進委員会」や計画策定の課程で実施したフィールドワークの中で寄せられた意見の中からとりあげています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1 大切にしたいこと：「子どもと大人がきちんと向き合おう」

「子どもは高知県の未来です。」

高知県子ども条例の前文はこの一文から始まります。

子どもの豊かな育ちには、子どもに身近な一人ひとりが、地域、学校、家庭のそれぞれの場面で子どもと向き合い、子どもが健やかに育っていくための取り組みを進めていくことが大切です。この計画は、県が進めていく12の基本プランを示すとともに、県民の皆さんの活動を推進していくという側面も持っています。

- 社会や大人が子どもを一人の人間として認めることを基本に据えて考える。
- 子どもが健やかに育つ環境をつくっていくためには、子どもの人権が守られることはもとより、人と人とお互いを大切にしようまくつながりあうことや、地域のつながりを取り戻すことなどが必要であることを認識する。
- 子どもが健やかに育っていくための取り組みを県民みんなで進めていく。

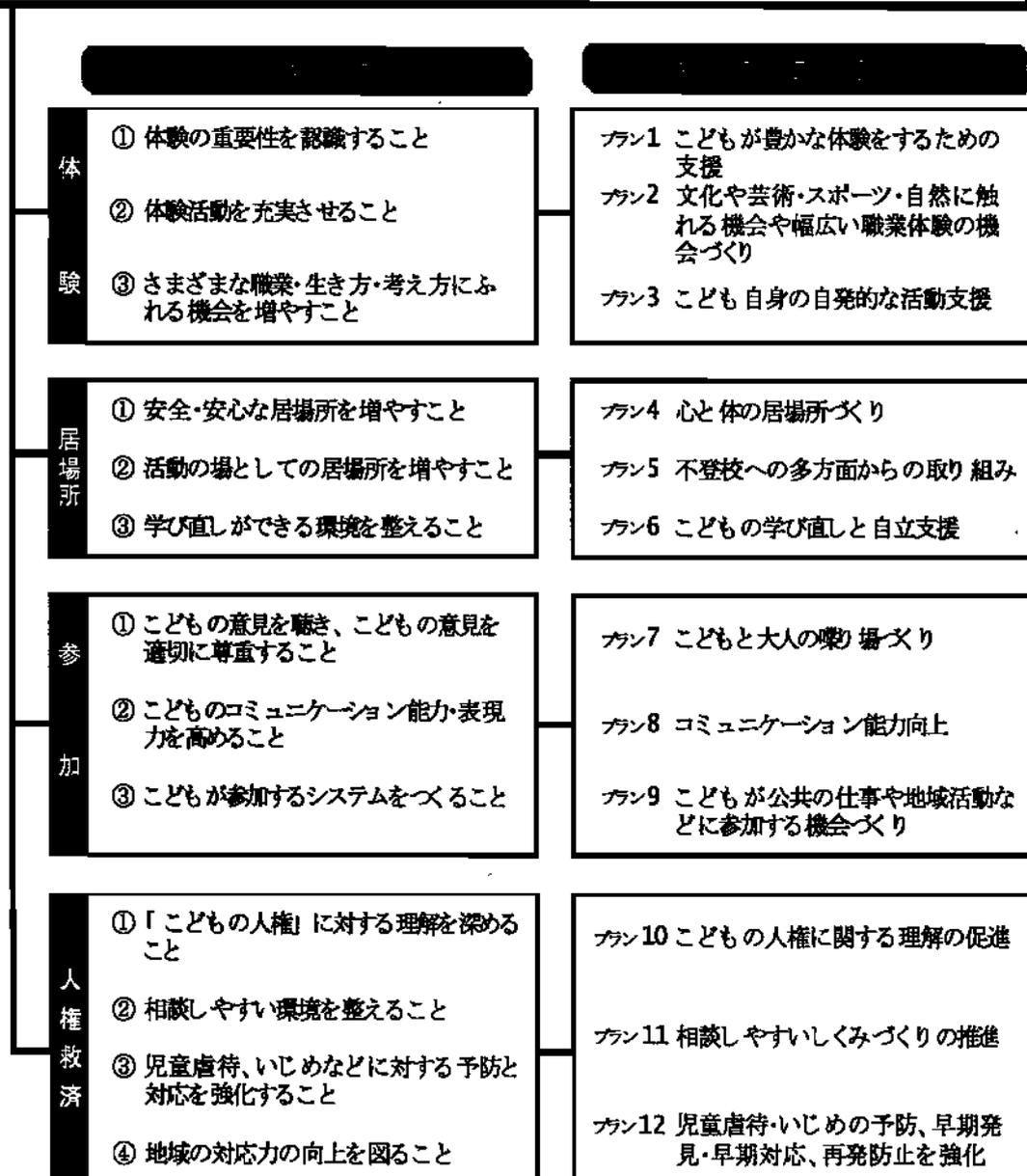
以上のことを念頭において、計画の柱を高知県子ども条例第19条第2項各号に対応させて、体験、居場所、参加、人権救済の4つにおきました。そして、各項目について、①今、必要なこと、②めざす方向、③基本プランに分けて検討の結果をまとめました。

この計画は、高知県子ども条例のめざす、高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを実現するための最初の計画として、県民全体が子どものことにもっと関心を持ち、子どもと大人がきちんと向き合っているような高知県の基盤づくりを基本として進めていきます。

## 2 計画の体系

高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つ環境づくり

大切にしたいこと：子どもと大人がきちんと向き合おう



# 第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画

(2008～2010年度)

川 崎 市

2008 (平成20) 年3月

## 目 次

I	第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定にあたって	1
1	行動計画策定の目的	1
2	行動計画策定の経緯と背景	1
3	これまでの取組の成果と課題	3
4	計画の位置づけ	5
5	計画期間	6
II	行動計画の理念と目標	7
1	理念	7
2	基本目標	7
3	施策の方向	9
III	推進施策	10
1	子どもの相談及び救済の充実	10
2	子どもの意見表明・参加の促進	14
3	子どもの居場所づくりの推進	17
4	子どもの権利に関する意識の向上	20
IV	推進体制	22
V	施策の検証及び評価	22
VI	計画の見直し	23
	補足資料	24
	資料	31

## II 行動計画の理念と目標

### 1 理念

#### 子どもの権利を尊重するまちづくり

子どもはその権利を尊重されるなかで、人としてのあり様を学び、他者の権利についても理解を深め、社会の一員としての自覚や態度を育んでいきます。乳児期、幼児期、学齢期、義務教育修了後年代とそれぞれのライフステージにおいて保護され養育され、その成熟と成長にふさわしい支援を受けながら、子どもが権利の主体として育ち、学び、参加していくことが重要です。川崎市におけるこれまでの取組を踏まえ、子どもの権利条例の前文及び第2章に謳っている「人間としての大切な子どもの権利」を尊重したまちづくりを推進します。

### 2 基本目標

#### 目標1 子どもの自己肯定感の向上

子どもや若者の「生きる力」や「参加する意欲」の低下の問題が指摘され、その背景に子どもの成長過程における自己肯定感の存在が注目されています。自己肯定感は、「ありのままの自分を肯定的に捉え、自分の存在を価値あるものとして誇ることができる気持ち」であり、自尊感情とも言われております。

子どもの権利条例の第2章は、条例案づくりに参加した子どもの思いを受け止めて、「人間として大切な子どもの権利」として7つの項目にまとめています。その一つに、「ありのままの自分である権利」があります。これは、「個性や他の者との違いを認められ、人格を尊重されること」などの子どもの願いや思いが込められたもので、自己肯定感の育成を推進しようとしたものです。

本市においては、かわさき教育プランで、「子どもたちが自分を肯定し、自尊感情や自信をもって生きるとともに、他者を尊重する力を育む」施策を推進し、次世代育成支援対策行動計画では「一人ひとりの子どもを尊重する」という基本的な視点で、子どもと親等を支援する施策を進めています。

子どもが自らの存在を肯定的に捉える感情を育み、社会への関わりや参加を主体的にかつ能動的にできるよう子どもへの支援を充実します。

#### 目標2 子どもの安心の保障

いじめや虐待など、子どもをめぐる深刻な問題は後を断たず、子どもの安心を奪っています。

また、子どもの問題の解決にあたって、おとなが、当事者である子どもの思いを受け止める余裕を失ってしまったり、おとなの価値観や考えで判断してし

まったりすることも起こります。

子どもの思いや考えを受け止め尊重していこうとするおとなの姿勢が、子どもに安心感を与え、子どもの本当の思いを引き出すために重要となります。子どもが、安心して生きていけること、安心して自己を表現したり活動したりできることなど、子どもの安心の保障に努めます。

### **目標3 子どもとおとなのパートナーシップの推進**

子どもは未だ成熟していないなどの理由で、家庭や地域の中で、その力や存在を正当に評価されないことがあります。しかしながら、子どもは、おとなが気がつかない視点を提供してくれたり、おとなが忘れていた感性を呼び起こしてくれたり、おとなにとって重要な存在です。

また、子どもは、急におとなになるわけではありません。それぞれの成熟や成長に応じた支援を受け社会に参加していく中で、役割や責任を認識していきます。

子どもを、社会を構成する一員として、ともに社会を創っていく存在として捉え、家庭、育ち・学ぶ施設、地域の中で子どもとおとなが互いに尊重し合える関係を築けるよう、パートナーシップを推進します。

以上のような、理念及び基本目標の下に施策を推進します。

### 3 施策の方向

#### (1) **子どもの相談及び救済の充実** (推進施策1～7)

子どもへの権利侵害への対応においては、子どもは権利侵害をされているあるいは“している”という認識が持ちにくいこと、また、その状況を説明したり伝えたりする力が十分でないことなど、子どもの特性に留意し対処するとともに、権利侵害の早期発見に努めます。子どもからの相談や子どもの救済にあたっては、子ども自身が解決の主体となり力をつけられるよう支援に努めます。また、子ども同士の事案の解決にあたっては当事者同士の関係の修復に努め、子どもの自己肯定感が高まるよう相談及び救済の施策を充実します。

#### (2) **子どもの意見表明・参加の促進** (推進施策8～13)

子どもの成熟と成長にふさわしい配慮・助言を行い、子どもの自主的・主体的な活動を支援します。子どもが生活するさまざまな場面において、子どもの意見や思いが受け止められるとともに、子どもの活動や意見が尊重され正当に評価されるよう努めます。また、遊び、学び、文化・芸術活動、社会活動への参加を促進します。

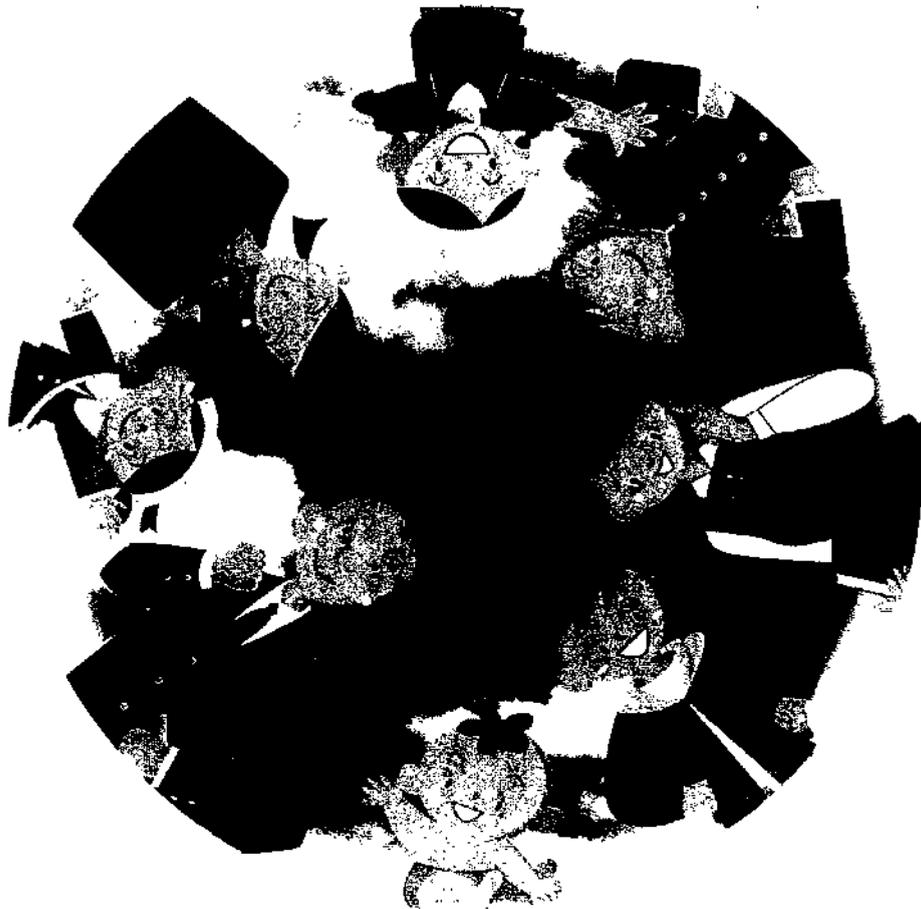
#### (3) **子どもの居場所づくりの促進** (推進施策14～18)

子どもの居場所においては、子どもの安心と安全を確保するとともに、子どもが失敗したり挑戦したりしながら豊かな経験を積み、力をつけ育つことを支援します。また、子どもに関わるおとなが子どもの思いを受け止め、子ども同士や子どもとおとなの豊かな関係性を築けるような居場所づくりを促進します。

#### (4) **子どもの権利に関する意識の向上** (推進施策19～21)

一人ひとりの子どもが、自らの権利を認識し、正当に行使する力がもてるよう子どもの学習を支援します。また、子どもが一人の人間として尊重され、権利を享受し行使する主体であるという認識を深めるため、おとなに対する広報・啓発を充実します。

**第2次 多治見市**  
**子どもの権利に関する**  
**推進計画**



平成21年3月

多治見市

<b>I. 計画の策定にあたって</b>	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 第1次推進計画の評価・検証	1
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の対象	7
5. 計画期間	7
<b>II. 計画の理念と目標</b>	
1. 基本理念	9
2. 計画の目標	9
3. 施策の方向	10
計画体系図	12
<b>III. 推進施策</b>	
1. 施策の方向1 子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成	15
2. 施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進	17
3. 施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進	20
4. 施策の方向4 子どもの相談・救済体制の充実	22
<b>IV. 推進体制</b>	
1. 庁内推進体制の充実	25
2. 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働	25
<b>V. 施策の検証</b>	
1. 行政による自己評価の実施	27
2. 子どもの権利委員会による施策の検証	27
<b>補足資料</b>	
1. 計画全体の目標値	29
2. 具体的取組みに係る事務事業一覧表	29
<b>資料編</b>	
1. 多治見市における子どもをめぐる現状	35
2. パブリックコメントとその対応	41
3. 計画策定の経過	44
4. 子どもの権利委員会委員名簿	44
多治見市子どもの権利に関する条例	45
用語解説	49

## Ⅱ. 計画の理念と目標

### 1. 基本理念

子どもの権利に関する条例の前文で書かれている多治見の子どもたちの思いが込められた、子どもの権利を保障する5つのまちづくりを、第1次推進計画に引き続き、基本理念とします。

### 基本理念

#### 子どもの権利を保障するまちづくり

- ☆ 子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち
- ☆ 子どもが安心して自分らしく生きることができるまち
- ☆ お互いを尊重し、共に支え合うまち
- ☆ 子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち
- ☆ 平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

### 2. 計画の目標

基本理念に掲げた「子どもの権利を保障するまちづくり」の実現に向けて、第2次推進計画では、次の目標の達成を目指します。

### 目標

#### 子どもの自己肯定感（自分自身を大切に思える気持ち）の向上

第1次推進計画では、子どもの権利の普及について、制度の構築をベースに進めてきましたが、このような子どもの権利保障の取組みにより、子ども自身が人権感覚や意識を身につけていくことが、重要な課題となっています。そこで、第2次推進計画では、この人権感覚の基礎となる「子どもの自己肯定感（自分自身を大切に思える気持ち）」を向上させることを目標とし、取り組めます。



### 3. 施策の方向

計画の目標である「子どもの自己肯定感の向上」に向けて、次の4つの施策の方向により取り組めます。

#### 施策の方向1 子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成

子どもは一人の人間としての権利を有することや、権利の行使者であることを子ども自身が認識できるよう、子どもの権利についての学習を支援します。また、子どもは一人の人間として最大限に尊重され、権利の行使主体であるという認識を持つようおとなに広報・啓発します。

#### 施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの生活の場において、子どもの意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的参加を促すとともに、参加を保障できるような環境の整備に努めます。

#### 施策の方向3 子どもの居場所づくり(※)の推進

子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる居場所づくりを推進します。居場所づくりは、子どもに関わるおとなが子どもの思いを受け止めることができるように、また、子ども同士や子どもとおとなのよりよい関係性の構築にも配慮しながら行います。

#### 施策の方向4 子どもの相談・救済体制の充実

子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努めます。そのため、相談・救済機関の充実を図ります。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発し、救済を求められるよう広報・普及を推進します。

#### ※子どもの居場所づくり

子どもの成長支援のためには、子どもにとって安心、安全な居場所をつくるのが大切です。子どもの居場所とは、家庭・学校・遊び場など子どもの生活する環境において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる場所、子どもが一人の人間として尊重され、ありのままの自分を受けとめられ、存在が認められる場所をいいます。

子どもの居場所づくりとは、今ある場所を居場所足りえるようにしていくことと、新たに居場所をつくっていくことの2つといえます。

# 計画体系図

